

一定水準研修の実施者と講師は明らかな第三者機関とする指導に

発行：日本置き薬協会 事務局

日既存配置販売業を継続する条件となる「一定水準30時間以上研修」の実施に関して、厚労省医薬食品局総務課長通知で示された主旨に沿って、より厳格な実施を求める指導が同課から近日中に出される模様だ。

注目されるのは、「一定水準30時間以上研修」の「受講対象者」によって構成されている配置販売会社、或いはその「受講対象者」やそれを雇用する配置販売会社の集まりである業界団体が、「当該研修の実施者」或いは「当該講習の講師」となることが出来るかの可否である。

医薬食品局総務課長通知では、「講習等の実施者」は、「既存配置販売業者が委託する配置販売業に関する団体」とされている。

このことから、現在、既存配置販売業者である配置販売業者が単独で独自で「一定水準30時間以上研修」適用の研修会を行ったり、また受講対象者の集まりである業界団体が自ら当該研修会を主催しているケースが全国的に広く見られる。

さらには、受講対象者である配置従事者自らがその当該研修の講師を務めているケースも存在している。

これに対して薬業関係やその他団体の一部からは、受講対象者の集まりである団体が当該研修の実施者となったり、或いは既存配置販売業を営む法人配置販売会社が、いわば「社内研修」として認めるばかりか、受講対象者である者がその当該研修会の講師を務めることまで認めて、総務課長通知で求められている「研修等の実施体制の客観性の確保」が担保できるのか、との疑問の声がこれまで上がってきていた。

明らかな第三者機関への研修委託、或いは明らかな第三者機関からの講師が求められるとなると、現在、全国で行なわれている配置販売業界の研修実態では、それが砂上の楼閣となることも想定される。

日本置き薬協会主催の「置き薬医薬品販売士認定講習」は、「研修等の実施体制の客観性の確保」が担保され、また明らかな第三者機関への研修委託、或いは明らかな第三者機関からの講師により実施されていることは、言うまでもない。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協